

臨床研修医の皆さまへ

千葉県医師修学資金貸付制度 ～キャリア形成プログラムの選択～

令和8年7月作成



【お問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 医療整備課

医師確保・地域医療推進室

電話 043-223-3883

E-mail chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp

目 次

I	キャリア形成プログラムと診療科別コース（P3～P38）	
1	貸付開始から返還免除までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	キャリア形成プログラムとは ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
①	キャリア形成プログラム<新プログラム> ・・・・・・・・	7
②	キャリア形成プログラム<政策医療分野プログラム>.....	15
③	キャリア形成プログラム<診療支援部門プログラム>.....	18
④	キャリア形成プログラム<小児科プログラム>.....	22
⑤	キャリア形成プログラム<産科プログラム>.....	27
3	特定病院等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	32
4	診療科別コース ・・・・・・・・・・・・・・・・	33
5	非常勤勤務の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・	38
II	担当キャリアコーディネータの選任（P39～P41）	
III	キャリア形成プランの作成（P42～P44）	
IV	返還猶予の制度（P45～P47）	
V	よくある問合わせ（P48～P53）	

1 貸付開始から返還免除までの流れ

イベントや就職活動など

医師修学資金における主な手続き

在学中

- ・ 医師修学資金貸付を申請
- ・ キャリアコーディネータとの面談
- ・ 国家試験

- ・ 毎年度、現況報告書を提出
- ・ 住所などの変更があれば、その都度変更届を提出（以降、同じ）

初期1

- ・ 初期臨床研修を開始
- ・ 必要に応じて病院見学など

- ・ 返還猶予申請書、借用証書、医師免許証（医籍登録済証）の提出
- ・ 臨床研修開始届の提出

初期2

- ・ 希望診療科、就職先を選択のうえ、就職活動（病院見学や面接など）
- ・ 担当キャリアコーディネータの決定

- ・ キャリア形成プログラムと診療科別コースの選択

以降

- ・ キャリア形成プログラムと診療科別コースに沿って専門研修を開始
- ・ 専門医、サブスペ等の取得

専門研修等は必須ではない

- ・ 臨床研修修了届の提出
- ・ 毎年度、**キャリア形成プラン**と**医師業務従事期間証明書**を提出

返 還 免 除

2 キャリア形成プログラムとは

- 「キャリア形成プログラム」とは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立させるために、県が策定した計画のことです。
- 臨床研修2年目に、いずれかのプログラムを選択します。

キャリア形成プログラムは5つあります

プログラム名	プログラムの特徴
新プログラム	○ 基本的なプログラムです。 ○ 地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上の勤務が必要です。
政策医療分野プログラム	○ 産科、新生児科、救急科志望者向けのプログラムです。 ○ 基本的に、周産期母子医療センターや救命救急センターにおいて勤務します。
診療支援部門プログラム	○ 放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラムです。 ○ 地域A群又は県内における上記3つの診療科の専門研修プログラムの研修施設において勤務します。
小児科プログラム	○ 小児科志望者向けのプログラムです。 ○ 小児A群又は小児B群で通算4年以上、うち小児2群で通算2年以上の勤務が必要です。
産科プログラム	○ 産科志望者向けのプログラムです。 ○ 産科A群又は産科B群で通算4年以上、うち産科2群で通算2年以上の勤務が必要です。

※ やむを得ない場合に限り県外臨床研修も可能です。

その場合、当該期間は猶予期間が適用され、その分「いずれかの医療機関群（政策医療分野及び診療支援部門は、当該プログラムのみの医療機関群）」で勤務する必要があります。

【キャリア形成プログラムの選択状況（令和8年6月末時点）】

※旧PGは選択不可

新PG	政策医療分野PG	診療支援部門PG	小児科PG	産科PG	旧PG(参考)	合計
201名	29名	4名	10名	4名	29名	272名

2 キャリア形成プログラムとは

各プログラムの話の前に…

**千葉県医師修学資金貸付を受けた方は、
貸付期間の1.5倍の期間、県内の医療機関で
勤務いただく必要があります。**

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
うち、臨床研修	2年	2年	2年
残りの年数	7年	5.5年	4年

臨床研修の2年間は勤務年数にカウントできます。

※県外で臨床研修を行った場合は勤務年数にカウントされません。

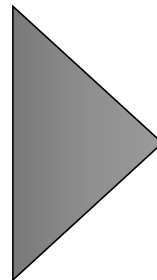
**これから、残りの年数をどのプログラムで勤務するか？
を決めていただきます。**

2 キャリア形成プログラムとは

基本領域別・選択可能なキャリア形成プログラム

基本領域

内科	泌尿器科
皮膚科	脳神経外科
精神科	麻酔科
外科	形成外科
整形外科	リハビリテーション科
眼科	総合診療
耳鼻咽喉科	
産婦人科（分娩を取り扱わない場合）	

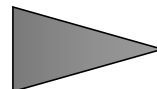


選択可能なキャリア形成プログラム

〔各プログラムのポイント〕

- 新** 地域A群と地域B群で4年以上勤務、うち地域A群で2年以上勤務
- 政** 原則、周産期母子医療センター又は救命救急センターで勤務
- 診** 当該診療科の専門研修プログラムの研修施設での勤務が基本
- 小** 小児A群と小児B群で4年以上勤務、うち小児A群で2年以上勤務
- 産** 産科A群と産科B群で4年以上勤務、うち産科A群で2年以上勤務

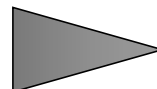
小児科（新生児科以外）



新プログラム
P7~

小児科 P22~
プログラム

小児科（新生児科）

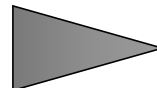


新プログラム
P7~

政策医療分野プログラム
（新生児科） P16~

小児科 P22~
プログラム

産婦人科のうち産科（分娩取扱医師）

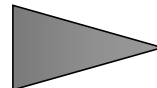


新プログラム
P7~

政策医療分野プログラム
（産科） P16~

産科 P28~
プログラム

救急科



新プログラム
P7~

政策医療分野プログラム
（救急科） P16~

放射線科	臨床検査
病理	



新プログラム
P7~

診療支援部門プログラム
P19~

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

- 基本的なプログラムで、6年間の貸付けを受けた場合県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、県内病院で7年間の勤務をします。
- このうち、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上勤務する必要があります。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域A群	2年以上	2年以上	2年以上
地域B群	地域A群と通算して4年以上	地域A群と通算して3.5年以上	地域A群と通算して3年以上
県内病院群	地域A群・B群と通算して7年	地域A群・B群と通算して5.5年	地域A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります（どの群でも可）。

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

医療機関群

医療機関群	カテゴリー
地域A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
地域B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。 （地域A群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ 専攻医等の勤務に限定
県内病院群	① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く） ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限りします。

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域A群

令和8年4月時点

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

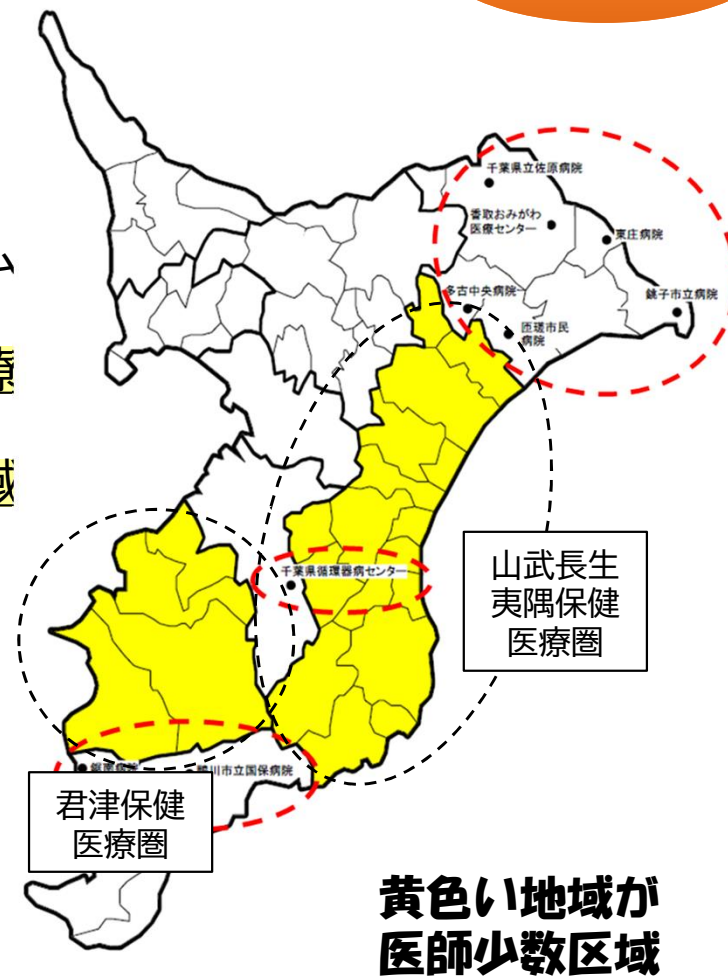
①医師少数区域の追加

「山武長生夷隅保健医療圏」のほか、令和6年度から「君津保健医療圏」が追加されました。

②無床診療所の対象を拡大

これまで、地域A群の無床診療所は「専門研修プログラムの研修施設の無床診療所」のみを対象としていましたが、令和6年度から「専門研修プログラムの連携がない無床診療所」も対象としました。

これにより、医師少数区域における医療機関全てが地域A群になりました。



保健医療圏	構成市町村
山武 長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

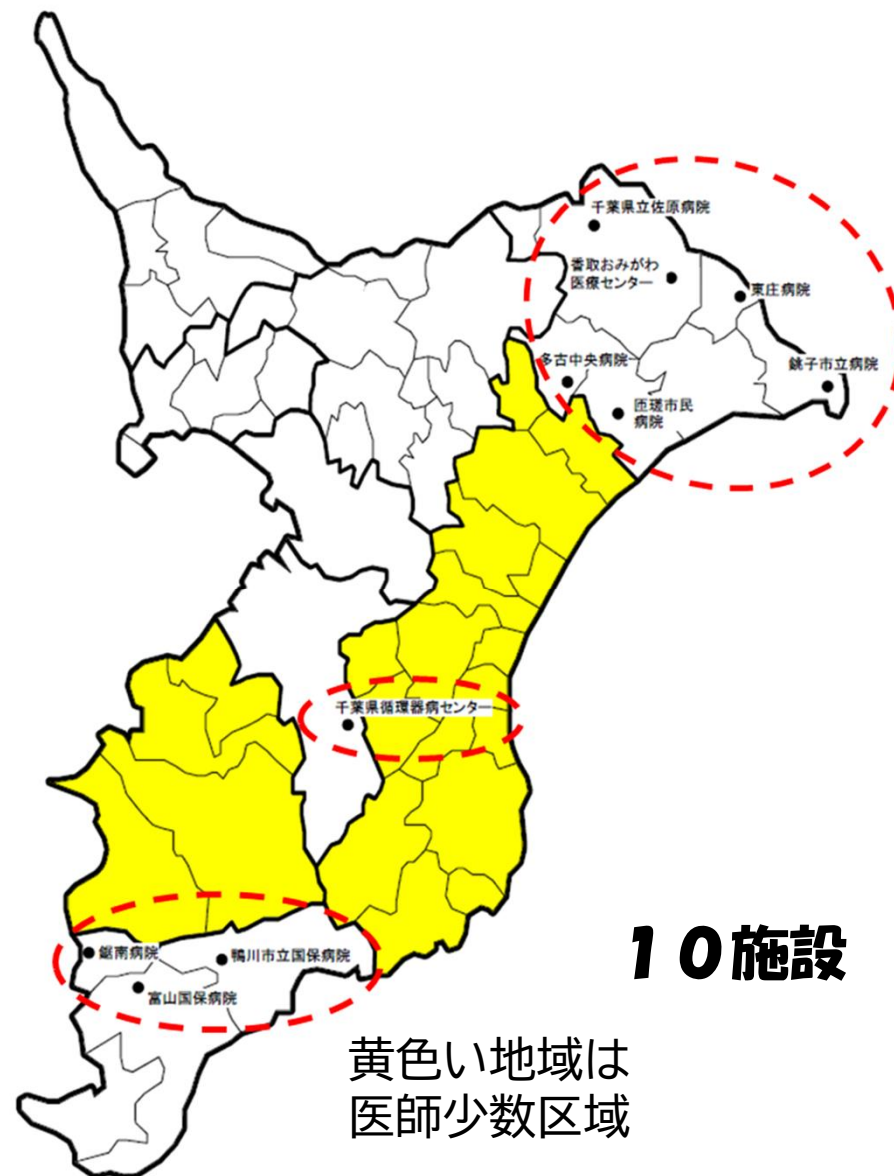
地域A群

令和8年4月時点

② 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

- (香 取 市) 千葉県立佐原病院、
香取おみがわ医療センター
- (多 古 町) 国保多古中央病院
- (東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院
- (鉾 子 市) 鉾子市立病院
- (匝 瑳 市) 国保匝瑳市民病院
- (南房総市) 南房総市立富山国保病院
- (鋸 南 町) 鋸南町国民健康保険鋸南病院
- (鴨 川 市) 鴨川市立国保病院
- (市 原 市) 千葉県循環器病センター

 ⇒ 対象医療機関



①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域B群

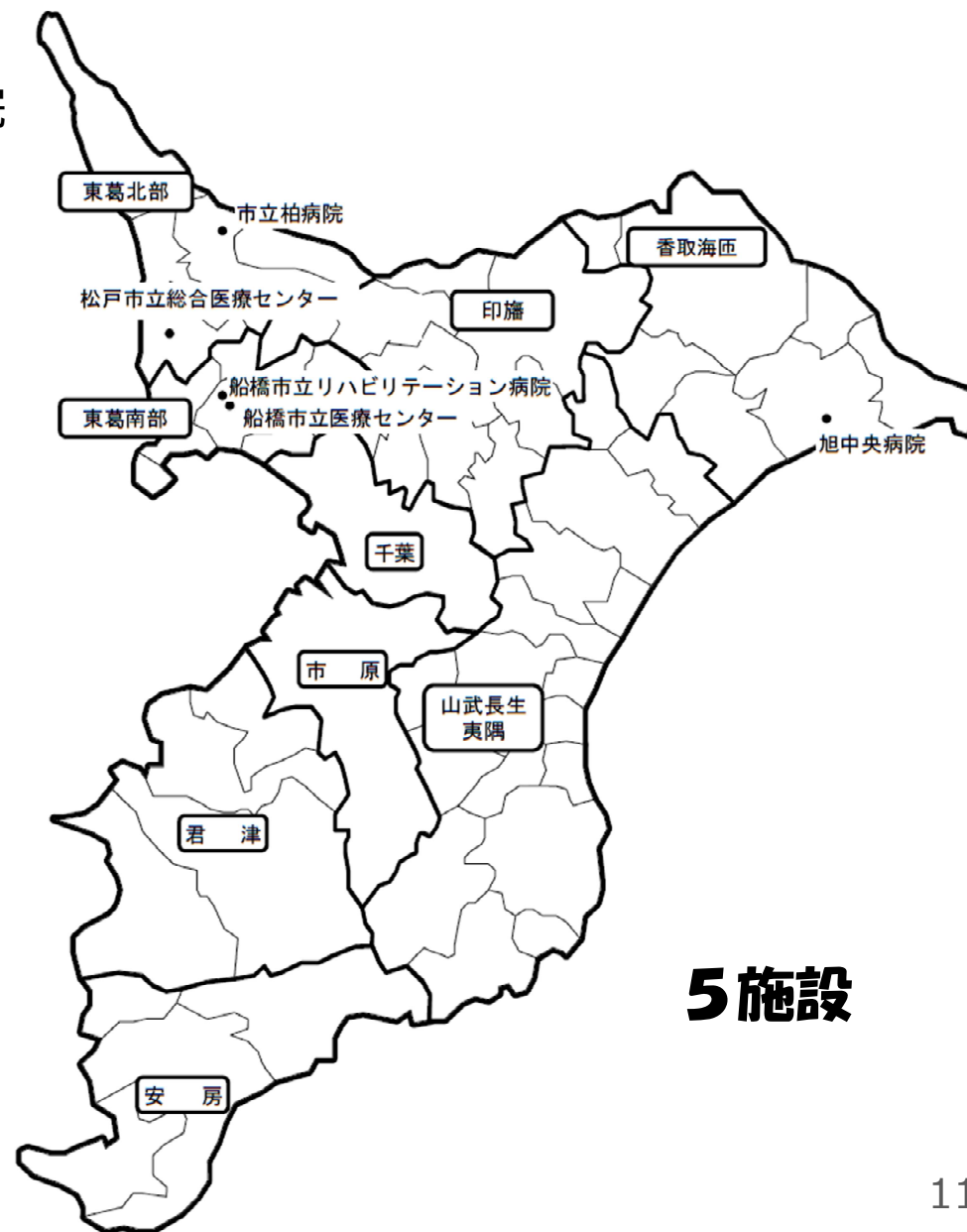
令和8年4月時点

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院（地域A群を除く）

- （船 橋 市）船橋市立医療センター
船橋市立リハビリテーション病院
- （松 戸 市）松戸市立総合医療センター
- （柏 市）柏市立柏病院
- （旭 市）総合病院国保旭中央病院

「医師の確保を特に図るべき区域等」とは

⇒千葉市を除く県内すべての区域のことを指します



5施設

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域B群

令和8年4月時点

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院（地域A群を除く）

- (市 川 市) 国立国府台医療センター
国際医療福祉大学市川総合病院
- (船 橋 市) 船橋市立医療センター（再掲）、船橋中央病院
- (習志野市) 千葉県済生会習志野病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦 安 市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松 戸 市) 松戸市立総合医療センター（再掲）
千葉西総合病院
- (柏 市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成 田 市) 成田赤十字病院
- (佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭 市) 総合病院国保旭中央病院（再掲）
- (鴨 川 市) 亀田総合病院
- (市 原 市) 千葉労災病院
帝京大学ちば総合医療センター

18施設

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域B群

令和8年4月時点

- ③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
専門研修プログラムの研修施設の病院（地域A群を除く）
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
専門研修プログラムの基幹施設の診療所（地域A群を除く）

<ポイント>

- ③と④は、以下のいずれかに当てはまる勤務である必要があります。
 - ・ 日本専門医機構の認定する専門医
 - ・ 同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医
 - ・ 従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る
- ④の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。

県内病院群

- ① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く）
- ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所

<ポイント>

- 千葉市内の病院での勤務は、全て「県内病院群」での勤務になります。※診療所は②に限り対象
- ②の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。
- 地域B群の①②以外の病院で、専攻医等として勤務しない場合も、「県内病院群」での勤務としてカウントします。

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

勤務スケジュールの例（6年貸付けの場合）

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
臨床研修		専門研修（内科）			東葛北部医療圏の 専門研修病院		山武長生夷隅 医療圏の病院	
		基幹	基幹	連携				
		千葉医療圏の病院						
臨床研修病院群 【2 年】		県内病院群 【3 年】			地域 B 群 【2 年】		地域 A 群 【2 年】	

県内病院群で3年

地域A群と地域B群を合わせて4年

地域A群で2年

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
臨床研修	専門研修（内科）				君津医療圏の病院			
	基幹	基幹	連携					
	千葉医療圏の病院							
臨床研修病院群 【2 年】	県内病院群 【3 年】				地域 A 群 【4 年】			

県内病院群で3年

地域A群で4年

留意事項

- ・ 県内病院群は、最長でも3年までしか義務履行にカウントすることができません。
- ・ 3年を超過した期間は、猶予期間を適用します。

②キャリア形成プログラム <政策医療分野プログラム>

- 産科、新生児科、救急科志望者向けのプログラムです。
- 政策医療分野プログラムの診療科別コースを選択し、原則として政策医療分野群で7年間の勤務をします。
- 診療科別コースの選択が必須です。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
政策医療分野群	7年	5.5年	4年
ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。			

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要があります。

＜参考＞基本領域の専門医取得のための最低限の期間

区分	政策医療分野のコース		
	①産科	②新生児科	③救急科
基本領域	産婦人科	小児科	救急科
最低限の期間	3年	3年	3年

②キャリア形成プログラム <政策医療分野プログラム>

医療機関群

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	① 産科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務する必要があります。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ② 新生児科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務する必要があります。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ③ 救急科 以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務する必要があります。 ・ 県内の救命救急センターに指定されている病院 ・ 県内の救急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群 以外の医療機関群	① 県内の病院（政策医療分野群の病院を除く） ② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所

政策医療分野群

令和8年4月時点

① 産科・② 新生児科

○ 総合周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (鴨川市) 亀田総合病院

○ 地域周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉県こども病院、千葉市立海浜病院
- (船橋市) 船橋中央病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

○ 地域A群のうち分娩を取扱っている病院

- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (山武市) さんむ医療センター (現在休止中)
- (木更津市) 加藤病院、薬丸病院
国保直営総合病院君津中央病院 (再掲)

③ 救急科

○ 救命救急センター

- (千葉市) 千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (柏市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成田市) 成田赤十字病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 帝京大学ちば総合医療センター

○ 救急基幹センター

- (千葉市) 千葉メディカルセンター
- (香取市) 千葉県立佐原病院
- (市原市) 千葉県循環器病センター

③キャリア形成プログラム

<診療支援部門プログラム>

- 放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラムです。
- 診療支援部門プログラムの診療科別コースを選択し、原則として診療支援部門群で7年間の勤務をします。
- 診療科別コースの選択が必須です。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
診療支援部門群	7年	5.5年	4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要があります。

③キャリア形成プログラム <診療支援部門プログラム>

医療機関群

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	① 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。
	② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の病理専門研修プログラムの研修施設において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。
	③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

- ・ 19の基本領域のうち、「放射線科」「病理」「臨床検査」については、現状では、地域A群において常勤医のニーズが限定的であり、修学資金制度利用者の義務履行が困難な状況にあることから、令和3年度に創設されたプログラムです。（他の診療科を支援する特徴から「診療支援部門」と呼びます）。
- ・ 診療科別コースを設定したキャリア形成支援機関は、地域A群との関係構築に努め、次の事項に配慮しています。
 - ▶ 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行う。
 - ▶ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援を行う。
（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）

地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

① 放射線科（県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設）

- （千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、山王病院、量子科学技術研究開発機構QST病院、千葉県がんセンター、ちば県民保健予防財団総合健診センター、亀田総合病院附属幕張クリニック
- （習志野市）谷津保健病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （船橋市）船橋市立医療センター
- （市川市）国際医療福祉大学市川総合病院、国立国府台医療センター
- （浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院
- （柏市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、柏市立柏病院
- （松戸市）新松戸中央病院
- （野田市）江戸川病院
- （成田市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- （佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院、一般社団法人日本健康倶楽部千葉支部
- （印西市）日本医科大学千葉北総病院
- （旭市）総合病院国保旭中央病院
- （鴨川市）亀田総合病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
- （市原市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

③キャリア形成プログラム

<診療支援部門プログラム>

診療支援部門群

令和7年12月時点

② 病理（県内の病理専門研修プログラムの研修施設）

（千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、みつわ台総合病院、千葉県総合救急災害医療センター

（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター

（鎌ヶ谷市）鎌ヶ谷総合病院

（船橋市）船橋中央病院、船橋二和病院、船橋市立医療センター、千葉徳洲会病院

（市川市）国際医療福祉大学市川メディカルセンター、国際医療福祉大学市川総合病院、国立国府台医療センター

（浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

（流山市）東葛病院

（柏市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院

（松戸市）松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院

（成田市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院

（佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院

（印西市）日本医科大学千葉北総病院

（富里市）成田富里徳洲会病院

（旭市）総合病院国保旭中央病院

（東金市）東千葉メディカルセンター

（鴨川市）亀田総合病院

（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院

（市原市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

③ 臨床検査（県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設）

（千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、ちば県民保健予防財団総合健診センター、ちば県民保健予防財団千葉県庁医務室

（浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院

（柏市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院

（流山市）東葛病院

（佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院

（鴨川市）亀田総合病院

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

- 小児科志望者向けのプログラムで、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。
- 県内の小児科を標榜している医療機関で7年間の勤務をします。
- このうち、小児A群又は小児B群で通算4年以上、うち小児A群で通算2年以上勤務する必要があります。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
小児A群	2年以上	2年以上	2年以上
小児B群	小児A群と通算して4年以上	小児A群と通算して3.5年以上	小児A群と通算して3年以上
県内小児病院群	小児A群・B群と通算して7年	小児A群・B群と通算して5.5年	小児A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります（どの群でも可）。

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

医療機関群

※ いずれの医療機関群も、小児科を標榜している医療機関

医療機関群	カテゴリー
小児A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関 （病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。 （小児A群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ 専攻医等の勤務に限定
県内小児病院群	① 県内の病院（小児A群又は小児B群の病院を除く） ② 小児B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限りします。

④ キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

小児A群

令和7年4月時点

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、小児科を標榜している病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛南部保健医療圏、東葛北部保健医療圏、山武長生夷隅保健医療圏（再掲）及び君津保健医療圏（再掲）に位置している、小児科を標榜している病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
山武長生夷隅（再掲）	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津（再掲）	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

③ 新プログラムの地域A群で定める医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院のうち、小児科を標榜している医療機関

- （香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
- （多 古 町）国保多古中央病院
- （東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院
- （鉾 子 市）鉾子市立病院
- （鴨 川 市）鴨川市立国保病院
- （市 原 市）千葉県循環器病センター

スライド 24

智山1 相対的医師少数区域見直しの件に触れる
山田 智之, 2026-07-22T08:08:21.308

智山1 0 対応
山田 智之, 2026-07-22T08:36:15.304

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

小児B群

令和7年4月時点

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な小児科を標榜している自治体病院
(小児A群を除く)

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な小児科を標榜している地域医療支援
病院(小児A群を除く)

(成 田 市) 成田赤十字病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院(再掲)

(鴨 川 市) 亀田総合病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

「医師の確保を特に図るべき区域等」とは

⇒千葉市を除く県内すべての区域のことを
指します

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

小児B群

令和7年4月時点

- ③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
小児科を標榜している専門研修プログラムの研修施設の病院（小児A群を除く）
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
小児科を標榜している専門研修プログラムの基幹施設の診療所（小児A群を除く）

<ポイント>

- ③と④は、以下のいずれかに当てはまる勤務である必要があります。
 - ・ 日本専門医機構の認定する専門医
 - ・ 同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医
 - ・ 従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る
- ④の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。

県内小児病院群

- ① 県内の小児科を標榜している病院（小児A群又は小児B群の病院を除く）
- ② 小児B群の④以外の県内の小児科を標榜している専門研修プログラムの基幹施設の診療所

<ポイント>

- 千葉市内の病院での勤務は、全て「県内小児病院群」での勤務になります。※診療所は②に限り対象
- ②の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。
- 小児B群の①②以外の医療機関で、専攻医等として勤務しない場合も、「県内小児病院群」での勤務としてカウントします。

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

- 産科志望者向けのプログラムで、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件としたプログラムです。
- **県内の分娩を取扱っている医療機関**で7年間の勤務をします。
- このうち、産科A群又は産科B群で通算4年以上、うち産科A群で通算2年以上勤務する必要があります。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
産科A群	2年以上	2年以上	2年以上
産科B群	産科A群と通算して 4年以上	産科A群と通算して 3.5年以上	産科A群と通算して 3年以上
県内産科病院群	産科A群・B群と 通算して7年	産科A群・B群と 通算して5.5年	産科A群・B群と 通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります（どの群でも可）。

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

医療機関群

※ いずれの医療機関群も、分娩を取扱っている医療機関

医療機関群	カテゴリー
産科A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 産科の相対的医師少数区域における医療機関 （病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
産科B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。 （産科A群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ 専攻医等の勤務に限定
県内産科病院群	① 県内の病院（産科A群又は産科B群の病院を除く） ② 産科B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限りします。

産科A群

令和8年4月時点

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、分娩を取扱っている病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛北部保健医療圏、香取海匝保健医療圏に位置している、分娩を取扱っている病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

③ 新プログラムの地域A群で定める医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院のうち、分娩を取扱っている医療機関

対象施設なし

智山1

相対的医師少数区域見直しの件
山田 智之, 2026-07-22T08:39:58.659

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

産科B群

令和8年4月時点

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な分娩を取扱っている自治体病院
(産科A群を除く)

(船橋市) 船橋市立医療センター

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な分娩を取扱っている地域医療支援病院
(産科A群を除く)

(市川市) 東京歯科大学市川総合病院

(船橋市) 船橋市立医療センター (再掲)

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院

東京ベイ・浦安市川医療センター

(成田市) 成田赤十字病院

(佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印西市) 日本医科大学千葉北総病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(市原市) 千葉労災病院

帝京大学ちば総合医療センター

「医師の確保を特に図るべき区域等」とは

⇒千葉市を除く県内すべての区域のことを指します

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

産科B群

令和8年4月時点

- ③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
分娩を取扱っている専門研修プログラムの研修施設の病院（産科A群を除く）
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
分娩を取扱っている専門研修プログラムの基幹施設の診療所（産科A群を除く）

<ポイント>

- ③と④は、以下のいずれかに当てはまる勤務である必要があります。
 - ・ 日本専門医機構の認定する専門医
 - ・ 同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医
 - ・ 従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る
- ④の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。

県内産科病院群

- ① 県内の分娩を取扱っている病院（産科A群又は産科B群の病院を除く）
- ② 産科B群の④以外の県内の分娩を取扱っている専門研修プログラムの基幹施設の診療所

<ポイント>

- 千葉市内の病院での勤務は、全て「県内産科病院群」での勤務になります。※診療所は②に限り対象
- ②の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。
- 産科B群の①②以外の医療機関で、専攻医等として勤務しない場合も、「県内産科病院群」での勤務としてカウントします。

3 特定病院等

- 臨床研修の修了後に勤務する、返還免除の要件にあった病院及び診療所のことを「特定病院等」と呼びます。
- 勤務先医療機関が、返還免除の要件に合致している医療機関の場合、千葉県が「特定病院等の指定」を行います。

例（6年貸付け、新プログラムの場合）

3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
専門研修（内科）			千葉医療圏の病院	東葛北部医療圏の専門研修病院		県外病院	山武長生夷隅医療圏の病院	
基幹	基幹	連携						
千葉医療圏の病院								
県内病院群【3年】			猶予	地域B群【2年】		猶予	地域A群【2年】	
特定病院等								
			特定病院等ではない ⇒猶予期間を適用	特定病院等		特定病院等ではない ⇒猶予期間を適用	特定病院等	

- ・ 県から、「特定病院等勤務先指定通知書」（右図）を交付しますので、保管ください。
- ・ 特定病院等の指定は、医療機関が変更する都度行います。

医 第 ○ ○ ○ 号
令和○年○月○日

○○ ○○ 様

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

特定病院等勤務先指定通知書

千葉県医師修学資金貸付条例第8条第1項第1号の規定により、あなたが医師の業務に従事する特定病院等下記のとおり指定する。

記

1 指定医療機関名 ○○病院

2 指定期間の始期 令和○年○月○日

【注意事項】

(1) 特定病院等の指定は、キャリア形成プログラムに定める勤務要件を満たす期間に限り、有効となること。また、返還の免除を受ける際は、「医師業務従事期間証明書（千葉県医師修学資金貸付条例施行規則別記第19号様式）」により、従事した期間等を証明する必要があること。
(2) 勤務要件の詳細は、「千葉県医師修学資金受給者の手引き」を参照するとともに、不明な点等は必ず県の担当者へ問い合わせること。
(3) 以下の事項に該当する場合は、速やかに所定の様式にて届け出ること。
① 上記指定病院を退職・休業する場合
② 住所・氏名・連帯保証人等に変更が生じた場合
③ その他、医師修学資金の返還の債務の免除を受けることが見込まれない状況となった場合 等

<連絡先>
所 属：千葉県健康福祉部医療整備課
医師確保・地域医療推進室
電 話：043-223-3883
メール：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

4 診療科別コース ～コースの選択～

- 診療科別コースとは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立できるよう、主に専門研修以降のキャリアパスの見通しをまとめたもの（モデルコース）です。
- 県内の多くの専門研修を行う医療機関が診療科別コースを策定しており、令和8年7月時点で、**全ての基本領域をカバーする225のコース**があります。

診療科別コースの選択

- ・ 一般的には、県ホームページで希望する診療科別コースを確認し、当該コースを策定している医療機関に就職活動を行います。
- ・ 希望する診療科別コースがない場合は、専門研修を管理する先生や千葉県医師キャリアコーディネータと相談することが可能です。
- ・ 自身が選択したキャリア形成プログラムにおける返還免除の要件に沿った勤務が可能であれば、**必ずしも診療科別コースを選択する必要はありません。**

※政策医療分野プログラム及び診療支援部門プログラムは診療科別コースの選択必須

〔義務履行中の医師のコース選択状況（令和8年6月末時点）〕

診療科別コースの選択	人数
コースを選択中	228名
コース外	41名
未定	3名
合計	272名



診療科別コース
の掲載ページ

スライド 33

智山1

時点データ要チェック

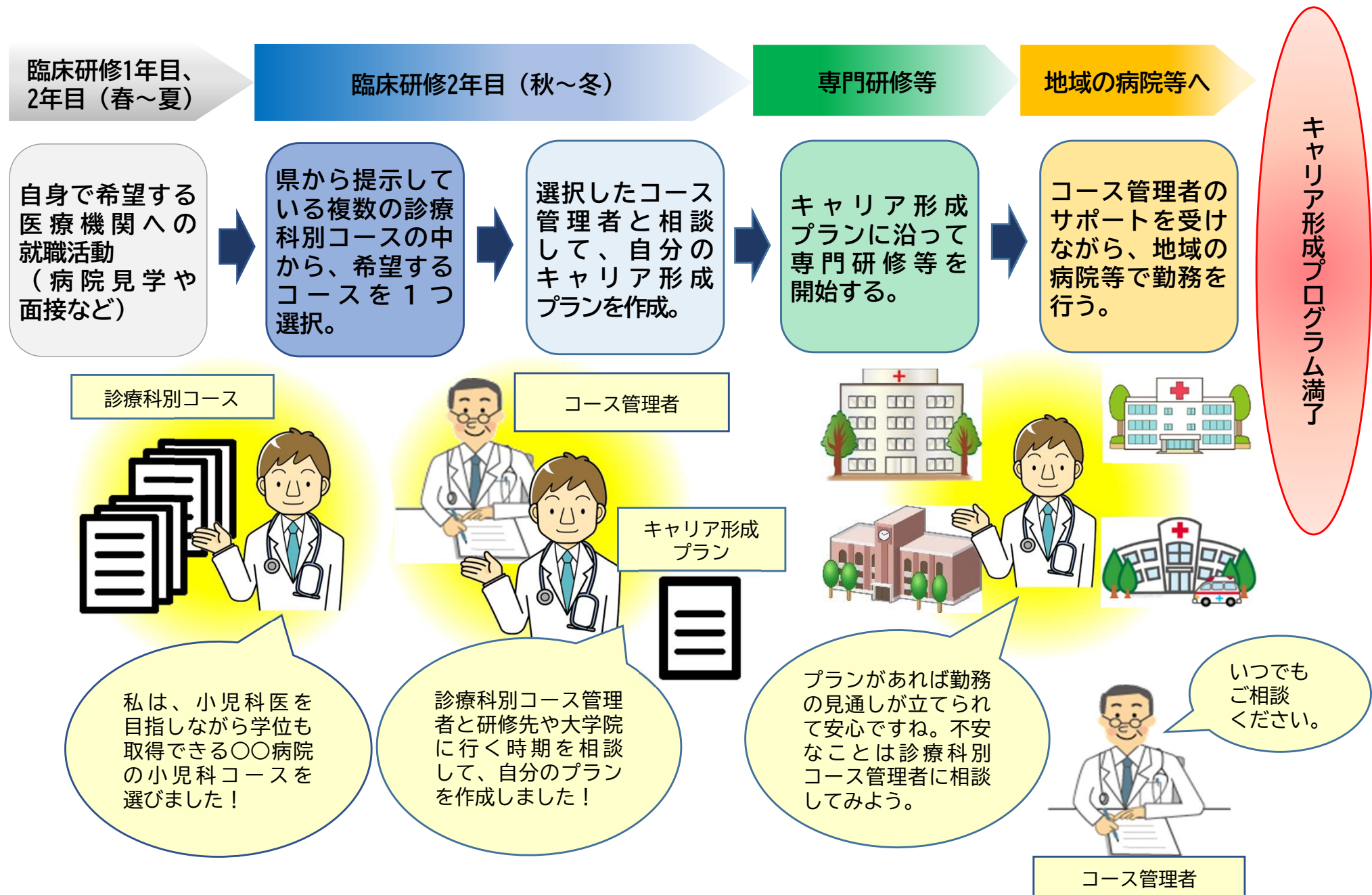
山田 智之, 2026-07-22T08:09:05.850

智山1 0

チェック済み

山田 智之, 2026-07-22T08:40:49.123

4 診療科別コース ～コース選択の流れ～



4 診療科別コース ～コースの設定状況～

○令和8年4月時点

医療機関名	内科	小児科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	泌尿器科	脳神経 外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査	救急科	形成外科 領域	リハビリ テーション 科	総合診療	合計
千葉医療センター					1															1
千葉大学医学部附属病院	10	3	1	1	6	1	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	39
千葉県こども病院		3																		3
千葉県総合救急災害医療センター				1												1				2
千葉県千葉リハビリテーションセンター																		1		1
千葉市立海浜病院		2																		2
千葉健生病院																			1	1
東京女子医科大学附属八千代医療センター	1	3			1		1			1						1	1			9
船橋市立医療センター	3	2			1								1							7
船橋二和病院	1																		1	2
セコメディック病院																			1	1
順天堂大学医学部附属浦安病院	11	4	1		5	1	1	1	1			2	1			1		1		30
南浜ファミリークリニック																			1	1
松戸市立総合医療センター		2														1				3
新松戸中央総合病院	1				1														1	3
柏厚生総合病院	1				1								1						1	4
成田赤十字病院	1	3																		4
国際医療福祉大学成田病院	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1		20
東邦大学医療センター佐倉病院	1	2	1		4	1	1	1	1	1		1								14
日本医科大学千葉北総病院	6		1		4	1					1	1	1			1	1	1		18
総合病院国保旭中央病院	3	1			1						1					1				7
東千葉メディカルセンター	6																			6
さんむ医療センター																			1	1
亀田総合病院	11	3			5	1	2	1	1	1	1	1	1	1		1		1		31
安房地域医療センター																			1	1
亀田ファミリークリニック館山																			1	1
国保直営総合病院君津中央病院	2	2			1											1			1	7
千葉労災病院	1															1				2
帝京ちば総合医療センター	1									1										2
東邦大学医学部														1						1
順天堂大学医学部															1					1
計	65	31	5	3	32	6	9	5	5	6	6	7	7	4	2	11	3	7	11	225

4 診療科別コース ～コースの例（内科－消化器内科）～

診療科別コース一覧【内科】

令和8年4月1日

○ キャリア形成支援機関及び診療科別コース

各診療科別コースは新プログラム向けに策定されています。旧プログラム選択者については、新プログラム向けの診療科別コースを参考にキャリア形成プランを作成します。

千葉大学医学部附属病院

消化器内科【変更】	1
循環器内科	2
呼吸器内科【変更】	3
血液内科	4
糖尿病・代謝・内分泌内科【変更】	5
脳神経内科	6
腎臓内科《非常勤》	7
アレルギー・膠原病内科《非常勤》	8
感染症内科	9
総合内科	10

東京女子医科大学附属八千代医療センター

消化器内科【変更】	11
船橋市立医療センター	
消化器内科	12
循環器内科	13
代謝内科	14

船橋二和病院

内科	15
----	----

千葉大学医学部附属病院—内科—消化器内科

最新更新日：令和8年 3月30日
当初作成日：令和元年11月18日

診療科別コース

1 概要	
診療科（基本領域）	内科－消化器内科
キャリア形成支援機関	千葉大学医学部附属病院
診療科別コース管理者	消化器内科
所属職氏名	准教授 加藤 順
問合せ先	043-226-2258 kato.jun@chiba-u.jp
コースの特長	・幅広い医療機関から研修先を選択することが可能です。 ・大学院での学術研究を行うことで博士号取得可能です。臨床における科学的推論が身につきます。

2 取得可能な資格、知識、経験等

取得可能な資格、知識、経験等	備考（標準的な取得時期等）
内科専門医	医師免許取得後6年目
消化器病専門医	医師免許取得後7年目
消化器内視鏡専門医	医師免許取得後7年目
肝臓専門医	医師免許取得後7年目
医学博士	医師免許取得後6～9年目

3 キャリアパスのイメージ（想定就業例であり将来的な配置を約束するものではありません）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
状況	臨床研修		専門研修（内科）						
			連携	連携	基幹				
勤務先 医療機関等	臨床研修病院群		B	A	C*		A*	B*	

※勤務先医療機関：臨床研修病院群…県内の臨床研修病院
A…地域A群、B…地域B群、C…県内病院群、猶予…県外での勤務等による猶予
A非…地域A群非常勤での勤務、B非…地域B群非常勤での勤務、C非…県内病院群非常勤での勤務
※4年程度、大学院にて医学研究を行い、博士号取得。場合により、猶予期間を利用

4 勤務が想定される医療機関（将来的な配置を約束するものではありません）

地域A群	地域B群	県内病院群
君塚病院 公立長生病院 国保匝瑳市民病院 国保多古中央病院 さんむ医療センター 大網白里市立国保大網病院 千葉県循環器病センター 千葉県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 山之内病院 東陽病院 香取おみがわ医療センター 国保直営総合病院君津中央病院	鎌ヶ谷総合病院 亀田総合病院 キッコーマン総合病院 国際医療福祉大学成田病院 総合病院国保旭中央病院 地域医療機能推進機構船橋中央病院 聖隷佐倉市民病院 千葉県済生会習志野病院 千葉徳洲会病院 千葉労災病院 成田赤十字病院 船橋市立医療センター 松戸市立総合医療センター 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国立病院機構下志津病院 新八街総合病院	千葉大学医学部附属病院 国立病院機構千葉医療センター 国立病院機構千葉東病院 山王病院 地域医療機能推進機構千葉病院 千葉県がんセンター 千葉市立青葉病院 千葉市立海浜病院 千葉中央メディカルセンター 千葉みなと病院 千葉メディカルセンター 医療法人白百合会幕張病院

5 診療科別コース管理者からのメッセージ

- ・関連病院を中心とかなり自由度の高い診療科別コースとなっていますので、いろいろな病院で経験を積めます。
- ・診療科別コース管理者を中心としたサポート体制が充実しています。
- ・大学院での学術研究を行うことで学位取得も可能です。
- ・地域医療に貢献するとともに、関連病院と連携した臨床研究を行うことが可能です。

（注意事項）
・実際の勤務先等はその時点での診療科の事情や猶予期間（妊娠・出産・育児・介護等、学位取得や留学等）等の影響を受けるため、上記の内容と異なる場合があります。
・診療科別コースを選択した上で、診療科別コース管理者との相談等を通じて個別の事情を考慮したキャリア形成プランを作成します（旧プログラム選択者についてもこの例を参考にキャリア形成プランを作成します）。

4 診療科別コース ～コースの例（内科－消化器内科）～

千葉大学医学部附属病院—内科—消化器内科

最新更新日：令和8年 3月30日
当初作成日：令和元年11月18日

診療科別コース

1 概要

診療科（基本領域）	内科－消化器内科
キャリア形成支援機関	千葉大学医学部附属病院
診療科別コース管理者	消化器内科
所属職氏名	准教授 加藤 順
問合せ先	043-226-2258 kato.jun@chiba-u.jp
コースの特長	・幅広い医療機関から研修先を選択することが可能です。 ・大学院での学術研究を行うことで博士号取得可能です。臨床における科学的推論が身につきます。

- このコースを作成した医療機関をはじめ、コース管理者と連絡先の情報を掲載

2 取得可能な資格、知識、経験等

取得可能な資格、知識、経験等	備考（標準的な取得時期等）
内科専門医	医師免許取得後6年目
消化器病専門医	医師免許取得後7年目
消化器内視鏡専門医	医師免許取得後7年目
肝臓専門医	医師免許取得後7年目
医学博士	医師免許取得後6～9年目

- 専門医など、取得可能な資格と標準的な取得時期について掲載

3 キャリアパスのイメージ（想定就業例であり将来的な配置を約束するものではありません）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
状況	臨床研修		専門研修（内科）						
			連携	連携	基幹				
勤務先	臨床研修病院群	B	A	C*			A*	B*	

※勤務先医療機関：臨床研修病院群…県内の臨床研修病院
A…地域A群、B…地域B群、C…県内病院群、猶予…県外での勤務等による猶予
A非…地域A群非常勤での勤務、B非…地域B群非常勤での勤務、C非…県内病院群非常勤での勤務
※…4年程度、大学院にて医学研究を行い、博士号取得。場合により、猶予期間を利用

- 地域A群やB群で勤務する時期を掲載
- あくまで目安となる時期であって、確定的なものではない

4 勤務が想定される医療機関（将来的な配置を約束するものではありません）

地域A群	地域B群	県内病院群
君塚病院 公立長生病院 国保飯塚市民病院 国保多古中央病院 さんむ医療センター 大網白里市立国保大網病院 千葉県循環器病センター 千葉県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 山之内病院 東陽病院 香取おみがわ医療センター 国保直営総合病院君津中央病院	鎌ヶ谷総合病院 亀田総合病院 キッコーマン総合病院 国際医療福祉大学成田病院 総合病院国保旭中央病院 地域医療機能推進機構船橋中央病院 聖隷佐倉市民病院 千葉県済生会習志野病院 千葉徳洲会病院 千葉労災病院 成田赤十字病院 船橋市立医療センター 松戸市立総合医療センター 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国立病院機構下志津病院 新八街総合病院	千葉大学医学部附属病院 国立病院機構千葉医療センター 国立病院機構千葉東病院 山王病院 地域医療機能推進機構千葉病院 千葉県がんセンター 千葉市立青葉病院 千葉市立海浜病院 千葉中央メディカルセンター 千葉みなと病院 千葉メディカルセンター 医療法人白百合会幕張病院

- 各医療機関群における勤務先（想定）を掲載
- あくまで想定される医療機関であって、確約はされない

5 診療科別コース管理者からのメッセージ

- 関連病院を中心にかなり自由度の高い診療科別コースとなっていますので、いろいろな病院で経験を積めます。
- 診療科別コース管理者を中心としたサポート体制が充実しています。
- 大学院での学術研究を行うことで学位取得も可能です。
- 地域医療に貢献するとともに、関連病院と連携した臨床研究を行うことが可能です。

（注意事項）

- 実際の勤務先等はその時点での診療科の事情や猶予期間（妊娠・出産・育児・介護等、学位取得や留学等）等の影響を受けるため、上記の内容と異なる場合があります。
- 診療科別コースを選択した上で、診療科別コース管理者との相談等を通じて個別の事情を考慮したキャリア形成プランを作成します（旧プログラム選択者についてもこの例を参考にキャリア形成プランを作成します）。

5 非常勤勤務の取扱い

- 臨床研修後の勤務は、いわゆる「常勤勤務」とは限らず、例えば「週4日」と「週1日」などで複数の医療機関に勤務（非常勤勤務）することもあります。
- そこで、千葉県では、勤務形態の多様化に対応できるように、**非常勤勤務**を雇用契約等の勤務時間に応じて、**常勤勤務に換算**することができるようにしています。

非常勤勤務の常勤換算

勤務時間	常勤換算した勤務年数	勤務時間	常勤換算した勤務年数
31時間以上	1年	12時間以上、16時間未満	0.4年
28時間以上、31時間未満	0.8年	8時間以上、12時間未満	0.3年
24時間以上、28時間未満	0.7年	4時間以上、8時間未満	0.2年
20時間以上、24時間未満	0.6年	2時間以上、4時間未満	0.1年
16時間以上、20時間未満	0.5年		

<換算には上限があります！>

(例) 地域B群の医療機関で週40時間（1年分）＋地域A群の医療機関で週8時間（0.3年分）

⇒ 地域B群（0.7年分）＋地域A群（0.3年）＝1年

※地域A群での勤務実績を優先し、地域B群の0.3年分を非換算

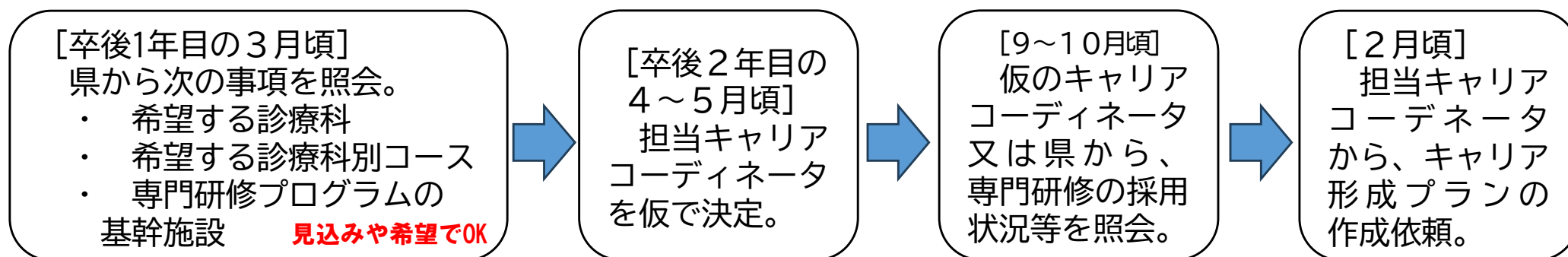
当直勤務の常勤換算

- ・ 宿直（16時間程度）及び日直（8時間程度）の1回を日勤1日分（7時間45分）として換算。
- ・ 1年間の合計時間を、2015時間（52週×5日×7時間45分）で除した数を、義務履行年数とする。（小数点第2位を切り上げ）
- ・ 年間104時間（52週×2時間）が下限。

II 担当キャリアコーディネータの選任

- 卒後2年目の制度利用者の皆さんに、今後のキャリア形成の支援を行うことを目的として、おひとりずつ担当のキャリアコーディネータを選任します。
- 担当キャリアコーディネータは、希望する診療科などを基準に決定します。

担当キャリアコーディネータの決定まで（予定）



キャリアコーディネータの役割

1 医師修学資金制度利用者への対応

- ・ 制度利用者との面談、相談対応
- ・ キャリア形成プランの作成支援
- ・ 地域の病院の情報収集
- ・ 地域医療に関する意識啓発や情報提供
- ・ 修学資金申請希望者や制度に不安がある方の相談対応

2 大学への対応

- ・ 大学に対する制度の情報提供、現状や動向についての情報共有

3 病院への対応

- ・ キャリア形成プログラムのコース作成支援
- ・ 大学医局や研修病院との調整
- ・ 地域の病院との意見交換（年2回程度）
- ・ 地域の病院（地域A群）訪問

吉村 健佑 先生

千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター長・精神科医

私は神奈川県生まれですが、大学入学後は千葉の良さに惹かれて県民となり20年以上になります。

県内で精神科医・産業医として臨床経験を積んだ後、厚生労働省で医療政策の実務を経験し、制度作りのやりがいと面白さを知りました。

2018年から県庁でも勤務しています。修学資金制度利用者の皆さんが、思い切り診療に打ち込みながら義務履行ができるよう、これからも皆さんに寄り添ってお手伝いしますので、心配がありましたらぜひご相談ください。



橋田 知明 先生

東千葉メディカルセンター救命救急センター長

私は千葉大学を卒業し、県内を中心に救急医や外科医として勤務してきました。現在は、医師少数区域である山武長生夷隅保健医療圏の救命救急センターで働く3児の父です。

またフライトドクターや、DMAT隊員として災害医療にも従事しています。臨床医として救命医療の最前線で働きながら、キャリアコーディネータの仕事を通じて、千葉県の地域医療を盛り上げたいと考えております。実際に、私のいる救命救急センターでは、修学資金を受けられていた先生方と共に仕事をしてきた実績もあります。

皆様一人一人のライフプランを踏まえたキャリア形成をサポートしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。



齊藤 景子 先生

千葉大学医学部附属病院 消化器内科
地域枠医師等キャリアデザイン機構（CORD）理事

私は千葉市出身で、千葉大学を卒業し、千葉大学病院消化器内科に勤務しています。

現在は2人の子育てをしながら、診療業務に加えて、医学生や初期研修医の教育、専攻医の研修サポートなども行っています。

修学資金生のみなさんの医師として希望するキャリア形成と義務年限達成の両立実現のために、キャリアコーディネーターとして、一人の先輩医師として支援していければと考えていますので、よろしくお願いします。



下山 恭平 先生

千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター 小児科

私は千葉県八千代市で育ち、千葉大学を卒業後、県内で臨床研修と小児科専門研修を修了し、主に小児救急医療や新生児医療などに従事してきました。

その後、厚生労働省で医系技官として小児・周産期医療の体制整備に関わる業務を経験し、2026年度から千葉県のキャリアコーディネータとして勤務しています。この仕事を通じて、特に小児・周産期医療を志す皆様が、安心して千葉県で充実したキャリアを築けるよう、お手伝いできればと考えています。

至らない点もあるかと思いますが、精一杯サポートさせていただきますので、些細なことでもお気軽にご相談ください。どうぞよろしくお願いいたします。



III キャリア形成プランの作成

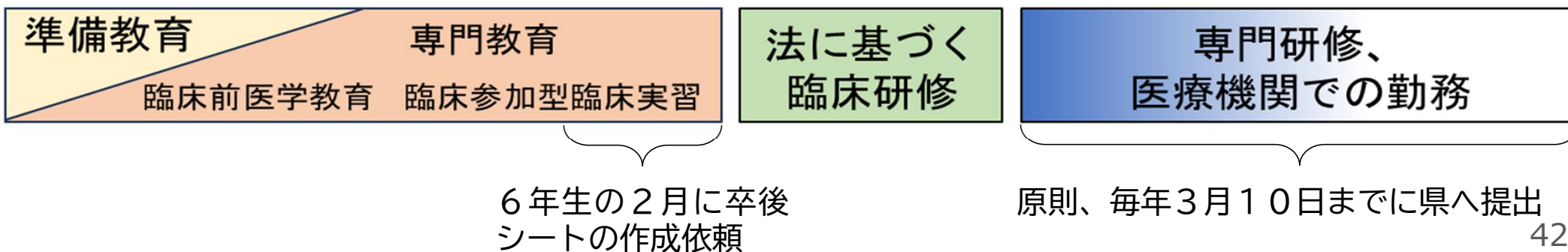
- キャリア形成プランとは、返還免除を受けるまでの勤務やキャリア形成に向けた取組み等をまとめたものです。
- 修学資金貸付制度利用者と県が、毎年ファイルをやり取りし、義務履行の状況やキャリアプランを双方で確認するために使用します。
- 返還免除までの期間や猶予期間の把握などに用いる、大切な資料です。

キャリア形成プランの作成

- ・ 毎年、2月頃にキャリア形成プランの作成を依頼します。
- ・ 原則、**毎年3月10日までにキャリア形成プランを県へ提出**いただきます。

キャリア形成プランの用途

- ・ 提出いただいたキャリア形成プランを基に、「返還免除まであと〇年」「この勤務は義務年限には含まれない」など、**義務履行の状況を県が把握**します。
- ・ プランの内容を基に、**特定病院等の指定**を行います。



キャリア形成プランの例

キャリア形成プラン【卒後シート】						○更新日：2024年3月1日	
・キャリア形成プラン【卒後シート】は、毎年度内容を更新し、3月10日までにchibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp宛てに提出してください。 ・また、勤務先や勤務時間等に変更があった場合、猶予を利用する場合等は、年度途中であってもその都度提出してください。 ・2ページ目【勤務実績／勤務予定等】は、可能な限り、自身のわかる範囲で記入願います。 ・緑色のセル→ を必ず確認いただき、適宜入力、修正してください。							
						 キャリア形成プログラム、診療科別コース、非常勤勤務等については、県ホームページをご覧ください。 【URL】 https://www.pref.chiba.lg.jp/invo/shi/ishikakuho/gakusei/career.html	
必ず受信可能なメールアドレスをしてください。						d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp	
基本情報		メールアドレス					
フリガナ氏名	ケン चौ ハナコ 県庁 花子	修学生番号	(記入不要)	医師修学資金貸付コース名	長期支援コース（地域枠） （千葉大：H21-H25）	貸付決定年度	H24
			(記入不要)			出身区分 貸付決定年度がH29の方	
				大学名	千葉大学		貸与年数
							6年
							義務年限 (自動入力)
【キャリア形成プログラム／診療科別コース】							
キャリア形成プログラム		新プログラム		義務年限	(自動入力)	「地域A群」「地域B群」通算必要勤務年数	(自動入力)
						うち、「地域A群」必要勤務年数	(自動入力)
診療科別コース選択の有無	有	キャリア形成支援機関	〇〇大学医学部附属病院		診療科	△△科	
		コース管理者 (所属／役職／氏名)	△△内科		コース管理者 (連絡先)	000-0000-0000	
			教授 医療 太郎			xxx@xxx.jp	
備考 △△科：研修期間4年							
【医局／専門研修】							
〇医局について（医局に入局している場合、所属等を記入してください。）							
所属	〇〇大学△△内科医局						
責任者（職／氏名）	教授 医療 太郎						
責任者連絡先	[電話] 000-0000-0000 [メール] xxx@xxx.jp						
【問合せ記録】 原則、県で記入します。漏れている場合には追加で記載してください。							
問合せ年月日	主な内容（要旨）					対応年月日	対応者
H29.5.1	臨床研修病院の選択					H29.5.1	千葉
R1.5.15	診療科の選択					R1.5.15	中央
R1.6.20	専門研修の基幹施設の選択					R1.6.21	花見川
基本的には県で記入します。 漏れている場合は記載してください。							
【特記事項（任意記入）】							
ご自身のキャリア形成において、重視すること（希望するキャリアや家族の状況等）を自由に記載してください。							

キャリア形成プランの例

[勤務実績／勤務予定等]										※この欄は、全て県が記載します。記載された内容を必ずご確認ください。															
提出時までの勤務実績、及び、次年度以降の勤務予定を記入してください。 ※医療機関毎に記載します。必要に応じて行を挿入してください。										県で記入します。															
卒後	年度		勤務 業務履行 全て記	雇用契約上の 勤務時間 (1週間当たり)	就業・宿直の場合は 年間の回数を	主な提出書類										各病院群の義務履行年数					合計 上限 13年	猶予加算	備考		
	西暦	和暦				貸付満了時					勤務開始後					猶予期間									
						退任 猶予 申請書	他用 証書	医師 免許等	臨床 研修 開始書	臨床 研修 終了書	従事 期間 証明書	中断等 届	退任 猶予 申請書 (別紙)	臨床 研修	A群	B群	県内 病院	県外 上級(年 1回)							
-	2017	(自動 入力)	貸付期間満了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年目	2018	(自動 入力)	□□病院	臨床研修	4/1-3/31	初期臨床研修の基幹施設 [□□病院]																			
2年目	2019	(自動 入力)	□□病院	臨床研修	4/1-3/31																				
3年目	2020	(自動 入力)	〇〇大学医学部附属病院	専門研修(基幹)	4/1-3/31	12 38.75 時間																			
4年目	2021	(自動 入力)	〇〇〇〇病院	専門研修(連携)	4/1-3/31	1																			
5年目	2022	(自動 入力)	〇〇〇〇病院	専門研修(連携)	4/1-6/15	3 38.75 時間																			
6年目	2023	(自動 入力)	産休・育休	猶予2	6/16-3/31	9 - 時間																			
7年目	2024	(自動 入力)	□□□□病院	専門研修(連携)	4/1-11/30	8 38.75 時間																			
8年目	2025	(自動 入力)	◆◆病院(東京都)	猶予3	12/1-3/31	4																			
9年目	2026	(自動 入力)	〇〇大学医学部附属病院	専門研修(基幹)	4/1-3/31	12																			
10年目	2027	(自動 入力)	〇〇〇〇病院	専門研修(サブスベ)	4/1-3/31	12 31 時間超																			
11年目	2028	(自動 入力)	大学院	猶予1	4/1-3/31	12 -																			
12年目	2029	(自動 入力)	◇◇診療所	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 8 時間																			
13年目	2030	(自動 入力)	大学院	猶予1	4/1-3/31	12 -																			
14年目	2031	(自動 入力)	◇◇診療所	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 8 時間																			
15年目	2032	(自動 入力)	◇◇診療所(当直)	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 14 回/年																			
16年目	2033	(自動 入力)	▲▲病院(東京都)	猶予見込	4/1-3/31	12 -																			
17年目	2034	(自動 入力)	▲▲メディカルセンター	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 31 時間超																			
備考						合計										2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	12.0	1.0			

Ⅳ 返還猶予の制度～返還の猶予期間について～

- 貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、皆さまには、貸付期間満了と同時に返還猶予申請をしていただきました。
- 今後、自身の更なるキャリア形成のためや、ライフプランと返還免除要件の両立のためなど、要件に合致すれば、猶予期間を追加することが可能です。
- 猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間１）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間２又は３）に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限	備考
既定期間	猶予期間１	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予３に該当しない県外勤務※１ など	４年間	・ 貸付期間満了に伴う猶予申請に含まれます (加算ではありません)
申請により加算※２	猶予期間２	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由により業務に従事できないと認められる場合	事情に応じて期間を設定	・ 「返還猶予申請書」と「臨床研修中断等届」を提出してください ・ 事情によっては、添付書類の提出も必要になります
	猶予期間３	専門医取得のための特定病院以外での勤務（専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関である場合に限る）	基本領域取得に必要な最低限の期間	

※１ やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間１」が適用されます。

※２ 「猶予期間２」及び「猶予期間３」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

Ⅳ 返還猶予の制度～猶予期間の加算～

猶予期間2の加算

区分	理 由	猶予期間の上限
休業 離職	疾病	精神疾患等は3年6月 それ以外は3年3月
	出産	産前産後8週
	育児	子が3歳に達するまで
	看護（介護含む）	要看護者1人につき3年 （要看護者の状態が2週間以上 継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾病・看護（介護含む）	上記と同様の期間内に、短時間 勤務を行った場合の勤務しなかつ た期間※
	育児	子が小学校就学前までに、短時 間勤務を行った場合の勤務しな かった期間※
その他	新プログラムの地域A群（小児科プログラムの小児A群及び産 科プログラムの産科A群）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎ ても終了していないが、以下のいずれにも合致している場合。 ・ 非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向がある ・ 地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている	地域A群を除く県内の医療機関 における勤務期間※
	新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内 の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途が たたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院に おいて臨床研修を開始するまでの 期間

（※）1年ごとに就業時間数を常勤換算し1年間との差を猶予加算

IV 返還猶予の制度～猶予期間の加算～

猶予期間3の加算

○ 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

- ・ 基本領域（1領域）の専門医取得に必要なとなる最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。
- ・ ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間。

○ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

- ・ 専門医（1つ）の取得に必要なとなる期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。
- ・ ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間が上限。

（参考）基本領域別の専門医取得に必要な最低限の期間 ※日本専門医機構が規定

領域	最低限の期間	領域	最低限の期間	領域	最低限の期間
内科	3年	眼科	4年	臨床検査	3年
小児科	3年	耳鼻咽喉科	4年	救急科	3年
皮膚科	5年	泌尿器科	4年	形成外科	4年
精神科	3年	脳神経外科	4年	リハビリテーション科	3年
外科	3年	放射線科	3年	総合診療	3年
整形外科	4年	麻酔科	4年		
産婦人科	3年	病理	3年		

V よくあるお問い合わせ

勤務を要する期間について

2年次から貸付けを受けた場合及び3年次から貸付けを受けた場合、それぞれの返還免除要件を満たすための勤務を要する期間はどのようになりますか？

2年次から貸付けを受けた場合は7年6カ月、3年次から貸付けを受けた場合は6年となります。

プログラムの種類によって異なることはありません。

地域A群の病院で臨床研修を2年間受けました。今後、地域A群での勤務は不要ですか？

臨床研修は、勤務の場所を問わず「臨床研修病院群」での勤務として算定しますので、地域A群の勤務として算定されません。

したがって、臨床研修後に、地域A群で2年間の勤務が必要です。

なお、県内の臨床研修病院における臨床研修プログラムに基づき、県外の病院に勤務した場合であっても「臨床研修病院群」として算定します。

V よくあるお問合わせ

キャリア形成プログラムについて

キャリア形成プログラムの選択は、どのように行えばよいですか？

希望する診療科などに基づき、ご自身で決定いただきます。

臨床研修2年目の冬頃に、希望するキャリア形成プログラムを県から照会しますので、その照会への回答を以ってプログラムが決定します。

キャリア形成プログラムの変更はできますか？

適宜変更可能です。

留意点として、これまでの勤務実績は、変更後のキャリア形成プログラムに基づき改めて算定します。

その結果、変更前の就業実績が猶予扱いになってしまう場合がありますので、留意ください。

特に、診療科を限定しているプログラム（政策、診療、小児、産科）から新プログラムに変更する場合は、注意が必要です。

V よくあるお問合わせ

キャリア形成プログラムについて

政策医療分野プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

基本的に、県内の周産期母子医療センターや救命救急センターにおける勤務のみで義務履行を目指すことができます。

したがって、必ずしも地域A群で勤務する必要はありません。

診療支援部門プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

当該診療科（放射線科、病理、臨床検査）専門研修プログラムの研修施設における勤務のみで、義務履行を目指すことができます。

したがって、必ずしも地域A群で勤務する必要はありません。

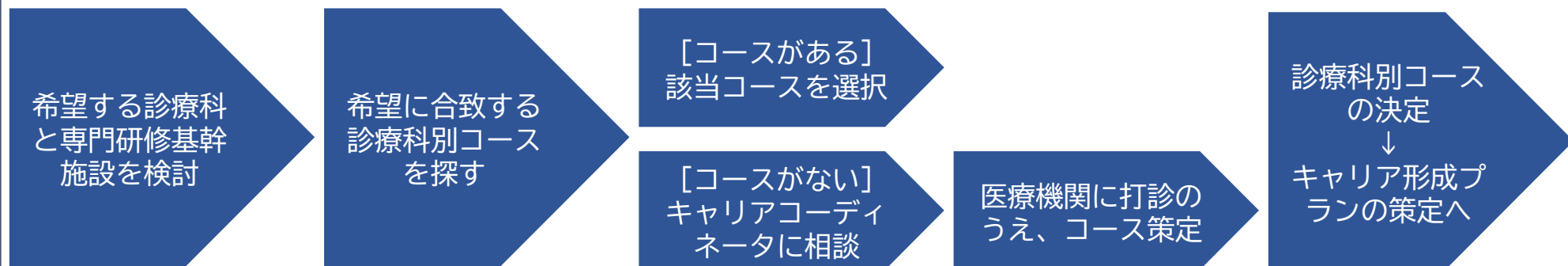
ただし、当該プログラムは、地域A群に対する当該診療科に係る支援を目的の1つとしているため、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群で勤務することになります。

V よくあるお問い合わせ

診療科別コース及びキャリア形成プランについて

診療科別コースは、いつ、どのように選択すればよいですか？

キャリア形成プログラムの選択と同時に、希望する診療科別コースについて県から照会し、決定します。



キャリア形成プランはどのように作成すればよいですか？

臨床研修2年目の秋から冬頃に、担当のキャリアコーディネータから個別に連絡します。

キャリアコーディネータ、診療科別コース管理者と相談しながら、自身のプランを作成してください。

また、キャリア形成プランは、毎年度、診療科別コース管理者と相談しながら見直しを行った上で、県に提出していただきます。

V よくあるお問合わせ

非常勤勤務（短時間勤務）について

夜間の当直のみの勤務や、週1回の外来診療などで勤務する場合でも、義務年限に含めることはできますか？

常勤勤務（原則として、週31時間以上）を基本としますが、非常勤であっても医師業務従事期間証明書が提出されれば、常勤勤務に換算し、義務年限に含めることができる場合があります。

ただし、週当たりの勤務時間は2時間以上、当直勤務は年14回以上行う必要があります。

日中は病院等で短時間勤務しながら、夜間や休日を利用して大学院に通っている場合であっても、義務年限に含めることはできますか？

医師業務従事期間証明書が提出されれば、常勤勤務に換算し、義務年限に含めることができます。

ただし、病院を退職するなどして一旦業務から離れ、大学院のみの在籍となる場合は、猶予期間となります。

V よくあるお問合わせ

猶予期間について

返還の免除要件を満たす前に、大学院への進学や留学等、又は出産、育児や病気のために医師の業務に従事できない場合、どのような手続きを取ればよいですか？

貸付期間満了時に、全員が猶予申請書を提出します。その際、貸付期間の1.5倍の期間に加えて、4年の期間を加算しますので、その範囲内で返還免除の要件を満たす予定であれば、猶予加算の申請は不要です。「臨床研修中断等届」のみを提出してください。

出産、育児など、猶予加算の要件に該当する場合で、猶予の加算を希望する場合は「修学資金返還猶予申請書」を併せて提出してください。

専門研修の過程で、県外の医療機関などに勤務する期間がある場合、どのような扱いになりますか？

猶予期間を適用します。なお、基幹施設が県内の医療機関の場合に限り、当該勤務に係る猶予期間を加算することが可能です。ただし、転科した場合やダブルボードを取得する場合であっても、1領域に限り適用可能です。

猶予期間の加算に係る手続きについて教えてください。

知事が正当な理由があると認める場合に限りしますので、申請する場合には、正当な理由（出産、育児等）について証明できる書類を添えて、「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。専門医取得を理由とする場合など、勤務先の証明が必要な場合もありますので、記載例を確認ください。

千葉県は修学資金生のキャリア形成と

修学資金の返還免除が両立できるようにサポートしていきます。

「義務履行の仕方が分からなくなった」、

「これからの勤務が不安」など、

気になることや不安なことがあれば、いつでもご連絡ください。

事後アンケートに
御協力ください！



今後の皆様の医師としての御活躍を心より応援しています！

お問い合わせ先

千葉県健康福祉部医療整備課

医師確保・地域医療推進室



043-223-3883



d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

